主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由は、実 質上上告棄却の判決を論難するにとゞまり、原決定につき、前記法条所定の事由を 主張するものとは認められないから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は 抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

## 昭和三四年三月二日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	石	坂	修	_